

令和5年度 札幌市公共交通確保 緊急支援金

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により利用者の減少や営業経費の高騰などの影響を受けているタクシー事業者に対して、安定的な事業運営の継続に向けた支援を行うものです。 ※国庫交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）活用事業として実施

2 支援対象者

令和6年2月29日現在、札幌市内に営業所を置くタクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）で、以下の要件を満たしている者

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施しながら、申請日以降も事業継続の意思があること。
- 暴力団または暴力団員等に該当しないこと。

3 支援金の額※

北海道が今年度実施している「地域公共交通事業者等臨時支援補助金」の補助上限（1事業者あたり100台）を超えるタクシー台数について支援します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{北海道内配置} \\ \text{タクシー台数} \end{array} - 100\text{台} \right) \times 1\text{万}2\text{千円}$$

<北海道内配置タクシー台数のうち100台以上を札幌市外に有する場合>

$$\text{市内配置タクシー台数} \times 1\text{万}2\text{千円}$$

具体例	配置台数			支援金の額
	道内 (A)	市内 (B)	市外 (A-B)	
例1	200台	120台	80台 (100台未満)	(200台 - 100台) × 1万2千円 = 120万円
例2	200台	80台	120台 (100台以上)	80台 × 1万2千円 = 96万円

$$\begin{array}{l} \text{札幌市内配置} \\ \text{ハイヤー・福祉自動車台数} \end{array} \times 1\text{万}2\text{千円}$$

※台数とは「営業方法の制限」や「休車」により抹消登録されている車両を除いたものをいいます。

(次ページあり)

4 受付期間

令和6年3月4日(月)～令和6年3月31日(日) **必着**

5 提出書類

交付申請書

※ 札幌市公式ホームページでダウンロードできます。
(http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/kokyokotsu_shienkin2023-2.html)

6 申請から支給に至るまでの流れ



2週間ほどで指定口座に入金予定※

- ※ 同時期に多数の申請があった場合、提出書類に不備があった場合は、入金が遅れることがあります。
- ※ 提出書類に不備等があり、その修正が一定期間行われなかった場合、支援金が交付されないことがあります。

7 申請方法

電子メール又は郵送とします。

<提出先・お問い合わせ先>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 都市交通課 (都市交通係)

電話 :011-211-2492 (平日 午前8時45分～午後5時15分)

ファクス :011-218-5114 E-MAIL: sogokotsu1@city.sapporo.jp